

## 北上市展勝地レストハウス規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、北上市展勝地レストハウス条例（令和6年北上市条例第30号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (使用申請)

第2条 条例第5条第1項の規定により、北上市展勝地レストハウス（以下「レストハウス」という。）の駐車場又は園地（以下「対象施設」という。）の使用の許可又は使用の変更の許可を受けようとする者は、施設等使用（使用変更）申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に市長が定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、対象施設を使用しようとする日の前13月を超えない範囲で市長が定める日から使用日前日（休館日のときは、その前日）の午後5時までに行わなければならない。ただし、市長がレストハウスの管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

### (使用の許可及び不許可)

第3条 市長は、対象施設の使用又は使用の変更を許可したときは、施設等使用（使用変更）許可書（様式第2号。以下「許可書」という。）を交付する。ただし、許可しないときは、申請をした者にその旨を通知する。

### (使用料の減免申請等)

第4条 使用料の減免を受けようとする者は、申請書にその理由を記載しなければならない。

2 市長は、使用料を減免したときは、許可書にその旨を記載するものとする。

### (使用料の還付)

第5条 条例第11条ただし書の規定による使用料の還付は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 条例第7条第4号又は第5号により使用の許可を取り消したとき 全額
- (2) 使用の前日までに使用の中止を申し出て、相当の理由があると認めたとき  
100分の50

### (使用の指示等)

第6条 対象施設の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、当該対象施設の使用に当たっては、係員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、その使用を終了したとき又は使用の中止を命ぜられたときは、係員の点検を受けなければならない。

3 使用者は、係員が管理上の必要により、使用中に対象施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(指定管理者の業務)

第7条 条例第19条第1項第5号に定める業務は、レストハウスの管理に関し市長が定めるものとする。

2 条例第16条第1項の規定によりレストハウスの管理を指定管理者に行わせるときは、第2条から第4条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

北上市長（指定管理者）様

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

施設等使用（使用変更）申請書

次のとおり、北上市展勝地レストハウスの施設等の使用（使用変更）を申請します。

使用目的 （変更理由）	
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
使用区分	1 駐車場 m <sup>2</sup> 2 園地 m <sup>2</sup>
使用料 （利用料金）	
添付書類	
誓約事項	<input type="checkbox"/> 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに相違ありません。
摘要	

次の理由により使用料（利用料金）を減免願います。

使用料（利用料金） 減免理由	
-------------------	--

年 月 日

様

北上市長  
（指定管理者

印  
印)

施設等使用（使用変更）許可書

次のとおり、北上市展勝地レストハウスの施設等の使用（使用変更）を許可します。

使用目的 （変更理由）			
使用期間	年 月 日 から 年 月 日 まで		
使用料		内訳	
使用料（利用料金） 減免理由			
摘 要			